

令和7年8月15日

# 令和7年第8回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和7年8月15日玉川村就業改善センター産就室において第8回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員 (議席)

(13名)	1番 渡邊 秋男	9番 鈴木 正志
	3番 曲山 幸男	10番 吉村 明美
	4番 白旗 正彦	11番 仁井田 健
	5番 首藤 憲治	12番 鈴木 正浩
	6番 佐久間 正美	13番 高林 きくみ
	7番 我妻 利夫	14番 車田 覚藏
	8番 有賀 昇	

◎ 欠席委員

(1名) 2番 円谷 兼一

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した

3番 曲山 幸男

4番 白旗 正彦

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第18号 農地法第3条(委員会)についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

◎ 事務局 それでは2ページをお開きください。  
議案第21号 農地法第3条(委員会)についてでございます。  
次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。  
令和7年8月15日 玉川村農業委員会会長

◎ 事務局 議案第21号番号11について事務局より説明

◎ 事務局 議案第21号番号12について事務局より説明

◎ 事務局 議案第21号番号13について事務局より説明

◎ 議 長 続きまして、番号11の調査員白旗 正彦委員は、調査報告願います。

◎ 4番委員 議案第21号番号11について調査報告いたします。  
8月1日、鈴木推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。  
まず譲受人と譲渡人の関係ですが、譲受人は譲渡人の甥っ子にあたり、譲渡人は叔母であります。  
譲渡人は現在茨城県のひたちなか市在住であり、申請地は耕作放棄されている状態です。そのため石川町在住の譲受人が譲り受け、管理保全、営農を予定しております。  
こちらは当事者間で合意しており問題ないかと思われまます。  
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 只今、白旗委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。  
(なしの声)

◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第21号番号11について  
可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案21号番号11について可決されました。  
次に番号12について調査員の渡邊秋男委員は調査報告願います。

◎ 1 番 委 員

議案第21号番号12について調査報告いたします。  
8月1日、石森推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。  
借受人の〇〇さんは、岩法寺地区在住であります。さるなしの営農を希望しており、主要なさるなし農家が四辻新田地区にいるため、今回借り受けるということです。  
貸渡人についてはこちらは高齢になったため規模縮小のため今回貸渡すこととなり当事者間で合意しており特に問題はないと思われまます。  
また、借受人の〇〇さんについては先月総会でもあったように青年等就農計画を村から認定を受けております。  
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 只今、渡邊委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第21号番号12について可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案21号番号12について可決されました。  
次に番号13についてを調査員の首藤憲治委員は調査報告願います。

◎ 6 番 委 員

議案第21号番号13について調査報告いたします。  
8月5日、車田会長、溝井推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。  
譲受人の〇〇さんは、以前に譲渡人の〇〇さんより当該農地を買受けるやり取りをしていたが、実際には取引がされておらず、登記も現在もまだ行われておりませんでした。そのため今回譲り受けるということです。  
譲渡人についても同じく当時売り渡したはずの土地が未だ引き渡せていなかったため、当事者間で合意のうえ今回の申請に至っております。そのため問題はないように思われまます。  
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 只今、首藤委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第21号番号13について可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号13は可決されました。  
次に議案第22号 農地法第5条（委員会）について事務局より説明をお願いいたします。

◎ 事 務 局

9ページをご覧ください。  
議案第22号 農地法第5条（委員会）についてでございます。  
次のとおり申請があったので、審議を求めます。  
令和7年8月15日 玉川村農業委員会会長

- ◎ 事 務 局 議案第22号番号8について事務局より説明

- ◎ 事 務 局 議案第22号番号9について事務局より説明

- ◎ 議 長 続きまして、番号8の調査員渡邊委員は、調査報告願います。

◎ 2 番 委 員 議案第22号番号8について、調査報告させていただきます。  
8月1日、石森推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。  
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。  
借受人の〇〇さんは建設業を営んでおり、会社設立及び登録をするにあたり、費用負担等の観点や土地の権利取得、平坦かつ整形な土地であること、進入路の確保等の適否判断の結果農地ではありますが、選定されたということです。  
申請地は、10ヘクタール未満の農地の広がりであり生産性の低い狭小なその他第2種農地であるため、転用が可能であると思われます。  
また、雨水については敷地内に設置した排水パイプを流れ隣接する水路に流水いたします。敷地内排水は自然浸透及び敷地勾配に沿って先ほどの水路に流入いたします。  
トイレ等はなく汚水、雑排水の予定はありません。  
なお、今回申請は、40年以上前に農業用施設として建設され、農業作業所、牛舎、物置として使用してまいりましたが、当時も許可を受けたのか不明であったため今回建設会社設立に伴い、顛末書を付して許可申請を行った経緯がございます。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 只今、渡邊委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。  
(なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第22号番号8について可決されることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第22号番号8は可決されました。

◎ 議 長 続きまして、番号9の調査員白旗委員は、調査報告願います。

◎ 議 長 議案第20号番号9について、調査報告させていただきます。

12番委員 8月5日、鈴木推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。  
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。  
譲受人の〇〇さんは近々結婚予定で、住宅建設も併せてすることとなり住宅ローンの返済も考慮し、このタイミングで現自宅となりの父所有の農地への住宅建築を行う運びとなりました。  
当該申請地は土地の権利取得、平坦かつ整形な土地であること、当地区内で問題がないこと等の適否判断の結果農地ではありますが、選定されたということです。  
申請地は、周辺に50戸以上の住宅が連単している第3種農地であるため、転用が可能であると思われます。  
また、雨水については地下浸透及び、雨水管を經由し、東側既設側溝へ排水を行います。汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し申請地東側既設側溝へ排水を行うようです。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 只今、白旗委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。  
(なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第22号番号9について可決されることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第22号番号9は可決されました。  
続いて、議案第23号農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてを事務局より願います。

- ◎ 事務局 18ページをご覧ください。  
議案第23号 農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてでございます。  
令和7年8月12日付け7玉産第175号により玉川村長から依頼があったこのことについて玉川村農業委員会の意見を求める。

記

構想の見直し内容 別紙のとおり  
令和7年8月15日提出 玉川村農業委員会会長  
なお、これより詳細について説明をいたします。

- ◎ 事務局 農業経営基盤の強化の促進に関する基本指針は農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、県が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として策定するものであり、おおむね5年ごとに変更しその後10年間の見通して定めることとされています。

今回、基盤法に基づく基本方針のおおむね5年ごとの変更により見直しを行うものです。

主な変更点を上げさせていただきます。

他産業従事者並みの労働時間により他産業従事者と遜色ない生涯所得を得るため、目標とする年間総労働時間が1900時間から1800時間へととなりました。

また新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間に関する数値目標も同様に1900時間から1800時間へと変更となりました。

担い手育成の考え方については、地域で策定した地域計画の実現に向けて計画の見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置する担い手を確保するとともに、個別の担い手は認定農業者、認定新規就農者の確保、育成を基本とし、担い手の確保が困難な地域では農作業の受託や集落営農、JA出資型法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた農業を担うものを育成するとなりました。

目標達成のための推進方向としては認定農業者等担い手への集積、集約を加速するとともに、圃場の大区画やスマート農業の導入を促進し、経営規模拡大と生産性の向上を図り、経営安定に向けた支援を推進いたします。

- ◎ 事務局 地方別の基本的な方向としては担い手の育成、農用地の集積、その他の振興方向について見直しをしました。そのほか、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として地方別経営類型と生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様に関する指標を見直しました。

農用地の利用集積に関する目標については変更はありませんでしたが、集積の拡大倍率が見直しされました。

これらの変更をうけて村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想も変更を加えております。以上となります。

- ◎ 議長 ただいま事務局より説明がありましたがご質問等、またご意見ありますか。

- ◎ 14番委員 拡大倍率とは何ですか。

- ◎ 事務局 拡大倍率とは、現在認定農業者等への集積面積を1とした際に10年後に目標とする集積面積の倍率になります。例えば、現在の集積面積が10haで拡大倍率が2倍だった際には、目標の集積面積が20haとなります。

◎ 事務局 全体的に補足をしますと、あくまで目標的なところであり、何としてでもこの数字に持っていくというのではなく、メインを人として認定農業者であったり青年等就農者の認定であったりこれをベース・主力として集積を目指しましょうというのですが、認定農業者だけでは当然限界が来ますので、説明にもあった農業法人や集落営農法人などの多様な担い手を育成していきましょうという方向で、集積を目指しましょうというものです。現在人口が減って行って農家離れが進んでいってしまっているのです。そういったところをいろいろな経営体が担い手として担っていきましょう。認定農業者だけに任せるわけではなく農業生産法人も育てるし、集落営農法人も育てるし、みんなで農地を守っていきましょうということで中身が変わっています。

◎ 11番委員 村としては県が変更したこの方針に賛同しているという認識で問題ありませんか。

◎ 事務局 問題ありません。

◎ 議長 その他質問、ご意見等ありますか。

(なしの声)

◎ 議長 ではお諮りいたします。議案第23号農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては当委員会としては「意見無し」ということでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議長 異議なしと認め、議案第23号は可決されました。  
本日の議事は以上ですので、その他に入ります。

その他

◎ 議長 その他番号1について事務局より説明願います。

◎ 事務局 1次回総会日程についてですが  
日時 令和7年9月12日金曜日 時間が午後1時30分から  
場所 玉川村就業改善センター 1階 産就室です。  
よろしく願います。

◎ 議長 只今事務局から説明がありましたが、番号1についてであります。次回農業委員会総会日程については9月12日金曜日の午後1時30分、場所が玉川村就業改善センター1階産就室となりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎ 議長 ご異議ないようですので、その他番号2について事務局より説明願います。

◎ 事務局 農地利用状況調査についてということですが、今年度も行いますが前年と比較し大きく変わった点がございます。昨年までは図面を皆様にお渡しし、色を付けていただき、図面の提出をいただくという方式でしたが、今年度より皆様にお渡ししているタブレットを使用し行う予定です。本日総会終了後に今回のシステムを導入したサグリ株式会社栗原様より概要と操作説明を行います。

2ページにお進みください。農地利用状況調査の調査要領になりますが、2の内容ですが、まず、各地区の農地状況の把握となります。そして昨年同様グループ編成を行います。ことと、判定は5つに分けて入力を行います。そして次が今回の大きな変更点ですが、アクタバという農地利用状況調査のシステムを導入しました。そしてこのシステムは衛星から村の農地を観測してAIにより解析し、耕作放棄率というものを算出します。そしてその耕作放棄率が一定以上の農地をみなさんが現地確認を行い、先ほどの5つの判定、耕地、1号遊休農地aいわゆる緑区分、1号遊休農地bいわゆる黄色区分、2号遊休農地、再生困難な農地の判定結果入力するという形になります。

その下にも書いてありますとおり、航空写真と書きましたが、みなさんが良く知っている場所については現地に行かずともそのまま入力していただいて結構ですが、1号遊休農地、2号遊休農地との判断された場合には改善措置、意向調査の通知をお送りすることとなりますので、耕作地を遊休農地と判断しないようご注意ください。

実施期間についてですが、8月中旬～10月末の2か月半設けたいと思います。

グループ編成については表のとおりとなります。基本的にはタブレットでの入力となるので農業委員と推進委員がセットで調査を行うようにしてください。そのため推進委員さんとの日程調整を各自お願い致します。またこちらは調査を行った際には活動記録を農業委員はワンデスクシステムへの入力、また推進委員さんへの活動記録セットへ記入するよう促していただければと思います。

今回の調査で⑤にあたります再生困難な農地と判断された農地につきましては来年の非農地判断を行っていくこととなります。そして調査をするにあたり4P～8Pに遊休農地の区分の具体例を掲載しました。どのページも共通のことを書いてはいますが、1号遊休農地aいわゆる緑区分は草刈りや、トラクターで復元が可能な農地であり、1号遊休農地bいわゆる黄色区分は先ほどのに加えて基盤整備をしなければいけない状態です。復元のためには重機等を用いて整備を要する状態。そして再生困難な農地については多くは山林化してしまっただ農地が該当するかと思います。

また、2号遊休農地については耕作されている状態と緑区分の間の状態が当てはまるのですが、8Pに示したように1筆の中に作付けされている部分と山林化してしまっている部分が混在している際などが当てはまります。

ここまでの、区分の説明になります。そして今回使用するアクタバというシステムですが、ある一定以上の耕作放棄率を現地調査することとなりますが、ここでその「ある一定以上」耕作放棄率の割合を決定したいと思います。

9Pをお開きください。3筆ほどピックアップして事前に確認してまいりました。1枚目の農地が47.8%、2枚目が53.7%、3枚目が62.9%となっております。今回導入を委託したサグリ株式会社さんにお聞きしたところ50%を基準値として設定する自治体が多いということで、実際の村内の農地と照らし合わせてみても1枚目が47.8%は耕作地ということで50%は妥当な数値なのではないかと考えています。こちらをご審議いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

- ◎ 議 長 只今事務局からありましたが、基準値について50%以上を調査対象とすることですがみなさまからご意見ありますか。
- ◎ 12 番 委 員 導入するシステムについてなんとなくはイメージができましたが、耕作放棄率をここで50%と決めて自身でその対象農地をピックアップして調査をするということか。
- ◎ 事 務 局 そうではなく、ここで50%と決めた際にはみなさんの担当地区の耕作放棄率が50%を上回る農地が地図上でピックアップされているため、抽出の作業は必要ありません。  
操作手順については総会後の導入業者による操作研修会で説明したいと思います。
- ◎ 11 番 委 員 提出期限が10月末までとなっているが、我々農家としては8月から10月が1年で見ても全体的に忙しいタイミングであるためその点何とかならないでしょうか。
- ◎ 事 務 局 県へ提出するタイミングはもう少し後ろであるため、この場をもって期限を1か月後ろ倒しにして11月末までとしたいと思います。
- ◎ 議 長 その他ご意見ご質問ありますかでしょうか。  
(特になし)
- ◎ 議 長 基準値については50%といたします。  
また、ただいまの説明についてご質問等ありますか。  
(なしの声)
- ◎ 議 長 無いようですので、その他番号3について事務局よりお願いします。
- ◎ 事 務 局 事務局より事務連絡をさせていただきます。  
8/23は親善スポーツ大会がありますのでご参加する皆様は忘れずにご参加くださいようお願いいたします。その際に会費の4,500円も忘れずにお支払いただきますようお願いいたします。
- ◎ 議 長 次に 前回総会でありましたITNFのリアクション機能についてですが、既に  
只今事務局からありましたが、その他番号3についてご意見ございますか。  
  
(なしの声)
- ◎ 議 長 以上でその他を終了します。
- ◎ 事 務 局 7閉会 高林職務代理者お願いいたします。  
(閉 会)